



## 市老連だより 7

令和3年5月12日

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
施設長各位

一般社団法人  
大阪市老人福祉施設連盟  
代表理事 後藤静男

### 2021年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.9)について

時下、ますます、ご清祥のこととお慶び申し上げます。  
さて、既に周知のことと思われませんが、表題についてご報告いたします。

厚生労働省は4月30日付で「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol.9)」の事務連絡を各都道府県などの介護保険主管部(局)に送付しました。

通所介護や介護老人福祉施設などで、4月からの「ADL維持等加算(I)または(II)」算定について、やむを得ない事情により5月10日までのLIFEへのデータ提出および算定基準を満たすことの確認が間に合わなかった場合でも、LIFE以外の方法で算定基準を満たすか確認などをすれば、4月サービス提供分の加算が算定できるとしています。

具体的には、▽LIFE以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認▽5月10日以降に、LIFEへのデータ提出およびLIFEを用いて算定基準を満たすことを確認し、月遅れ請求とし請求明細書を提出する、または、保険者に対して過誤調整の申し立てを行い、本取扱いによる加算分を含めた請求明細書を提出 - のいずれかによる取扱いで算定が可能であると明示しました。

LIFE以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認する場合は「速やかに、LIFEへのデータ提出を行い、LIFEを用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと」としています。

さらに、▽このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要があります▽令和3年5月分および6月分についても、やむを得ない事情がある場合は同様の対応が可能である - ことが明記されています。

詳細資料については、下記URLをご確認ください。

[http://www.a-kaigo.gr.jp/admin\\_wp/wp-content/uploads/2021/05/ksvol.975.pdf](http://www.a-kaigo.gr.jp/admin_wp/wp-content/uploads/2021/05/ksvol.975.pdf)

#### 【発信元】

一般社団法人 大阪市老人福祉施設連盟 事務局  
〒543-0021 大阪市天王寺区東高津町12-10  
大阪市立社会福祉センター 311  
TEL06-6765-3611 FAX06-6765-3612  
e-mail:info@sirouren.jp URL:http://sirouren.jp